

建設資材・労働者確保のための

「施工準備期間（建築工事関係）」の設定について

1 施工準備期間の設定について

- (1) 建設資材、労働者確保等を事前に計画的に準備するための施工準備期間を、30 日以上 90 日以下の範囲で設定できるものとする。
- (2) 施工準備期間の設定は下記のとおりとする。
 - ア 工事日数が 90 日以下の場合は、30 日とする。
 - イ 工事日数が 90 日を超え 300 日以下の場合は、30 日以上工事日数の 30% 以下で設定する。
 - ウ 工事日数が 300 日を超える場合は、30 日以上 90 日以下で設定する。
- (3) 施工準備期間の設定にあたって、繰越や債務負担等が必要となる場合には、必要な手続きを適切に行うこと。

2 着工日の設定

施工準備期間を設定した工事の受注者は、施工準備期間内の任意の日を着工日として設定し、発注者に報告するものとする。

3 施工準備期間内における技術者の取扱い

契約締結日から着工日までの期間は技術者の配置は要しない。

4 対象工事

- (1) 県土整備部が所管する県営建設工事（建築・電気設備・機械設備）であること。
- (2) 平成 27 年 2 月 1 日以降入札公告に付する工事

5 手続き等について

- (1) 特記仕様書に「施工準備期間」の設定工事であることを明示する。
- (2) 施工準備期間を設定した場合の工事請負契約書における工期は、施工準備期間を含むものとする。
- (3) 受注者は施工準備期間内に着工日を定め、別紙様式による着工日報告書を契約書別記第 3 条による工程表と同時に提出するものとする。

6 積算上の取扱い

- (1) 「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事積算基準等資料 第 2 編共通費 第 1 章共通仮設費 2 共通仮設費の算出方法 (2) 及び第 2 章現場管理費 2 現場管理費の算出方法 (2)」における『共通仮設費率』及び『現場管理費率』の算定に用いる工期の設定は、「施工準備期間」を含まないものとする。
- (2) 設計変更における『共通仮設費率』及び『現場管理費率』の算定に用いる工期の設定は、「施工準備期間」を含まないものとする。
- (3) その他、施工準備期間の設定により増加する経費は計上しない。